

改正

令和4年3月31日規則第29号

令和5年10月12日規則第34号

令和6年3月15日規則第2号

袖ヶ浦市空家等対策の推進に関する条例施行規則

袖ヶ浦市空き家等の適正な管理に関する条例施行規則（平成26年規則第41号）の全部を改正する。
（趣旨）

第1条 この規則は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）及び袖ヶ浦市空家等対策の推進に関する条例（平成30年条例第32号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において使用する用語は、法及び条例で使用する用語の例による。

（管理不全空家等及び特定空家等の認定）

第3条 法第13条第1項の規定による管理不全空家等及び法第2条第2項の規定による特定空家等の認定は、市長が定める判断基準によるものとする。

2 前項の特定空家等の認定をするときは、あらかじめ袖ヶ浦市空家等対策審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かななければならない。

（報告）

第4条 法第9条第2項の規定による報告の求めは、空家等に係る事項に関する報告徴収書（様式第1号）により行うものとする。

2 法第9条第2項の規定による報告は、空家等に係る事項に関する報告書（様式第1号の2）により行うものとする。

（立入調査）

第4条の2 法第9条第3項の規定による通知は、立入調査実施通知書（様式第2号）により行うものとする。

2 法第9条第4項に規定する身分を示す証明書は、立入調査員証（様式第2号の2）とする。

（勧告）

第5条 法第13条第2項の規定による勧告は、管理不全空家等への勧告書（様式第3号）により、法第22条第2項の規定による勧告は、特定空家等への勧告書（様式第3号の2）により行うものとする。

（命令）

第6条 法第22条第3項の規定による命令は、命令書（様式第4号）により行うものとする。

2 法第22条第4項に規定する通知書は、命令に係る事前の通知書（様式第5号）とする。

3 法第22条第4項に規定する意見書は、命令に係る事前の意見書（様式第6号）とする。

4 法第22条第5項の規定による意見の聴取の請求は、意見聴取請求書（様式第7号）により行うものとする。

5 法第22条第7項の規定による通知は、意見聴取開催通知書（様式第8号）により行うものとする。

6 法第22条第13条に規定する標識は、標識（様式第9号）とする。

（代行措置）

第7条 条例第6条第1項の規定による申出は、代行措置に係る申出書（様式第10号）により行うものとする。

2 市長は、条例第6条第1項の規定による申出があったときは、その内容を審査した上、承認の可否を決定し、代行措置承認（不承認）通知書（様式第11号）により、当該申出を行った所有者等に通知するものとする。

3 条例第6条第1項の規定により所有者等から同意を得る事項は、次に掲げるとおりとする。

（1） 代行措置の対象

（2） 代行措置の内容

（3） 代行措置の概算費用

- (4) 所有者等の費用負担
- (5) その他市長が必要と認める事項

4 市長は、前項に規定する事項について所有者等から同意を得るときは、代行措置に係る同意書（様式第12号）の提出を受けるものとし、当該代行措置を実施するときは、その概要を所有者等に通知するものとする。

（公表）

第8条 条例第7条第1項の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 袖ヶ浦市公告式条例（昭和46年条例第2号）第2条第2項に規定する掲示場への掲示による方法
- (2) 特定空家等に標識を設置する方法
- (3) 市ホームページに掲載する方法
- (4) その他市長が必要と認める方法

2 前項の公表を行うときは、その旨を公表通知書（様式第13号）により所有者等に通知するものとする。

（意見を述べる機会の付与）

第9条 条例第7条第2項の規定による意見を述べる機会の付与は、所有者等に意見陳述の機会付与に係る意見書（様式第14号）を提出させて行うものとする。ただし、市長が認める場合は、口頭で行うことができる。

2 市長は、前項の意見陳述の機会付与に係る意見書の提出期限（口頭により意見を述べる機会の付与を行う場合には、その日時）までに、相当の期間において、所有者等に対し、意見陳述の機会付与に係る通知書（様式第15号）により通知するものとする。

（代執行）

第10条 法第22条第9項の規定に基づく行政代執行法（昭和23年法律第43号）第3条第1項の規定による戒告は、戒告書（様式第16号）により行うものとする。

2 法第22条第9項の規定に基づく行政代執行法第3条第2項の規定による代執行令書の通知は、代執行令書（様式第17号）により行うものとする。

3 法第22条第9項の規定に基づき代執行を行う場合において、行政代執行法第4条に規定する執行責任者たる本人であることを示すべき証票は、執行責任者証（様式第18号）とする。

（審議会の組織等）

第11条 審議会の委員の構成は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 学識経験のある者 3人以内
- (2) 関係行政機関の職員 1人以内
- (3) その他市長が必要と認める者 1人以内

（審議会の会長及び副会長）

第12条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（審議会の会議）

第13条 審議会の会議（以下この条において「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（審議会の庶務）

第14条 審議会の庶務は、都市建設部都市整備課において処理する。

（委任）

第15条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成30年10月1日から施行する。

附 則（令和4年3月31日規則第29号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年10月12日規則第34号）

この規則は、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和5年法律第50号）の施行の日から施行する。

附 則（令和6年3月15日規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

様

袖ヶ浦市長



空家等に係る事項に関する報告徴収書

あなたが所有し、又は管理する下記の空家等について、空家等対策の推進に関する特別措置法第22条第1項から第3項までの規定の施行のため、下記のとおり同法第9条第2項の規定に基づき当該空家等に関する事項について報告を求めます。

記

- 1 対象となる空家等
- 2 報告を求める内容
- 3 報告の提出先
- 4 報告徴収の責任者
- 5 報告の期限

年 月 日

(注)

- 1 上記5の報告の期限までに上記3の者まで報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、同法第30条第2項の規定に基づき、20万円以下の過料に処されることとなります。
- 2 当該空家等が特定空家等に該当すると認められた場合又は既に当該空家等が特定空家等に該当すると認められている場合、同法第22条第1項から第3項の規定に基づき、周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう、助言、指導、勧告又は命令を行うことがあります。

(教示)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、袖ヶ浦市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、袖ヶ浦市を被告として提起しなければなりません。この場合において、当該訴訟において袖ヶ浦市を代表する者は、袖ヶ浦市長となります。ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

年 月 日

袖ヶ浦市長 様

住所
氏名又は名称
電話番号

空家等に係る事項に関する報告書

年 月 日付け 第 号により報告を求められた空家等に係る事項について、空家等対策の推進に関する特別措置法第9条第2項の規定により下記のとおり報告します。

記

- 1 対象となる空家等
所在地
所有者の住所及び氏名
- 2 報告事項
- 3 添付書類

（注） 上記2及び3について、虚偽の報告をした者は、同法第30条第2項の規定に基づき、20万円以下の過料に処されることとなります。

様

袖ヶ浦市長



立入調査実施通知書

空家等対策の推進に関する特別措置法第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり空家等への立入調査を実施するので、同条第3項の規定により通知します。

記

1 対象となる空家等

2 立入調査の日時

年 月 日 時 分から

3 立入調査の内容

4 連絡先

様式第2号の2（第4条の2関係）

（表）

5.5cm

立入調査員証

刻印

写真

第 号

所属 氏名

職

上記の者は、空家等対策の推進に関する特別措置法第9条第2項の規定に基づく立入調査の権限を有する職員であることを証明する。

年 月 日発行
（ 年 月 日まで有効）

袖ヶ浦市長 印

8.6cm

（裏）

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）（抜粋）

第9条 市町村長は、当該市町村の区域内にある空家等の所在及び当該空家等の所有者等を把握するための調査その他空家等に関しこの法律の施行のために必要な調査を行うことができる。

2 市町村長は、第22条第1項から第3項までの規定の施行に必要な限度において、空家等の所有者等に対し、当該空家等に関する事項に関し報告させ、又はその職員若しくはその委任した者に、空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。

3 市町村長は、前項の規定により当該職員又はその委任した者を空家等と認められる場所に立ち入らせようとするときは、その5日前までに、当該空家等の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。

4 第2項の規定により空家等と認められる場所に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

5 第2項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

注意
この証票は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

様

袖ヶ浦市長



管理不全空家等への勧告書

あなたが所有し、又は管理する下記の空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法第13条第1項に規定する管理不全空家等に該当すると認められたため、下記のとおり速やかに当該管理不全空家等が同法第2条第2項に定める特定空家等に該当することとなることを防止するため必要な措置を講ずるよう、同法第13条第2項の規定により勧告します。

記

- 1 対象となる管理不全空家等の所在地
- 2 勧告に係る措置の内容
- 3 勧告に至った事由
- 4 勧告の責任者

(注)

- 1 上記2に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記4に示す者まで報告してください。
- 2 上記1の管理不全空家等に係る敷地が、地方税法（昭和25年法律第226号）第349条の3の2又は同法第702条の3の規定により、住宅用地に対する固定資産税又は都市計画税の課税標準の特例の適用を受けている場合にあっては、当該敷地について、当該特例の対象から除外されることとなります。
- 3 上記2の措置が実施されず、空家等対策の推進に関する特別措置法第2条第2項に定める特定空家等となった場合、必要に応じて、同法第22条の規定に基づき、必要な措置をとることになります。

様

袖ヶ浦市長



特定空家等への勧告書

あなたが所有し、又は管理する下記の空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法第2条第2項に規定する特定空家等に該当すると認められたため、下記のとおり速やかに周辺的生活環境の保全を図るため必要な措置を講ずるよう、同法第2条第2項の規定により勧告します。

記

- 1 対象となる特定空家等の所在地
- 2 勧告に係る措置の内容
- 3 勧告に至った事由
- 4 勧告の責任者
- 5 措置の期限
年 月 日

(注)

- 1 上記5の期限までに上記2に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記4に示す者まで報告してください。
- 2 上記5の期限までに正当な理由がなくて上記2の措置をとらなかった場合は、同法第22条第3項の規定に基づき、当該措置をとることを命ずることがあります。
- 3 上記1の特定空家等に係る敷地が、地方税法（昭和25年法律第226号）第349条の3の2又は同法第702条の3の規定により、住宅用地に対する固定資産税又は都市計画税の課税標準の特例の適用を受けている場合にあつては、当該敷地について、当該特例の対象から除外されることとなります。
- 4 災害その他非常の場合においては、空家等対策の推進に関する特別措置法第22条第11項の規定に基づき、当該措置について緊急代執行の手続に移行することがあります。

第 年 月 日 号

様

袖ヶ浦市長



命令書

あなたが所有し、又は管理する下記の空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法第2条第2項に規定する特定空家等に該当すると認められたため、 年 月 日付け 第 号により、同法第22条第4項の規定による命令を行う旨を事前に通知しましたが、現在に至っても当該措置がなされていないとともに、当該通知に示した意見書等が提出されないため、下記のとおり措置をとることを命令します。

記

- 1 対象となる特定空家等の所在地

- 2 措置の内容

- 3 命ずるに至った事由

- 4 命令の責任者

- 5 措置の期限
年 月 日

(注)

- 1 上記2の措置を実施した場合は、遅滞なく上記4に示す者まで報告すること。
- 2 この命令に違反した場合は、同法第30条第1項の規定に基づき、50万円以下の過料に処せられます。
- 3 この命令に従わないときは、袖ヶ浦市空家等対策の推進に関する条例第7条第1項の規定により、住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名）、命令の対象となった空家等の所在地及び命令の内容を公表することがあります。
- 4 上記5の期限までに上記2の措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同期限までに完了する見込みがないときは、同法第22条第9項に基づき、当該措置について行政代執行の手續に移行することがあります。
- 5 災害その他非常の場合においては、同法第22条第11項の規定に基づき、当該措置について緊急代執行の手續に移行することがあります。

(教示)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、袖ヶ浦市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、袖ヶ浦市を被告として提起しなければなりません。この場合において、当該訴訟において袖ヶ浦市を代表する者は、袖ヶ浦市長となります。ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様

袖ヶ浦市長



命令に係る事前の通知書

あなたが所有し、又は管理する下記の空家等について、空家等対策の推進に関する特別措置法第2条第2項に規定する特定空家等に該当すると認められたため、 年 月 日付け 第 号により必要な措置をとるよう勧告しましたが、現在に至っても当該措置がなされていません。

このまま措置が講じられない場合には、同法第22条第3項の規定に基づき、下記のとおり当該措置をとることを命令することとなりますので通知します。

なお、あなたは、同法第22条第4項の規定に基づき、本件に関し意見書及び自己に有利な証拠を提出することができるとともに、同条第5項の規定に基づき、本通知の交付を受けた日から5日以内に、袖ヶ浦市長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができることを申し添えます。

記

- 1 対象となる特定空家等の所在地
- 2 命じようとする措置の内容
- 3 命ずるに至った事由
- 4 意見書の提出及び公開による意見の聴取の請求先
- 5 意見書の提出期限
年 月 日

(注) 1 上記2の措置を実施した場合は、遅滞なく上記4まで報告をすること。

2 災害その他非常の場合においては、同法第22条第11項の規定に基づき、当該措置について緊急代執行の手続に移行することがあります。

様式第6号（第6条関係）

年 月 日

袖ヶ浦市長 様

住所
氏名又は名称
電話番号

命令に係る事前の意見書

年 月 日付け 第 号で空家等対策の推進に関する特別措置法第22条第4項の命令に係る事前の通知書の交付を受けたので、別添のとおり意見書を提出します。

様式第7号（第6条関係）

年 月 日

袖ヶ浦市長 様

住所
氏名又は名称
電話番号

意見聴取請求書

年 月 日付け 第 号で空家等対策の推進に関する特別措置法第22条第4項の命令に係る事前の通知書の交付を受けたので、同条第5項の規定により意見の聴取を行うことを請求します。

様

袖ヶ浦市長



意見聴取開催通知書

年 月 日付けで請求のあった意見の聴取については、下記のとおり意見の聴取を開催しますので、空家等対策の推進に関する特別措置法第22条第7項の規定により通知します。

記

- 1 命じようとする措置の内容
- 2 意見の聴取の期日
年 月 日
- 3 意見の聴取の場所
- 4 意見の聴取の内容
- 5 連絡先

様式第9号（第6条関係）

標識

下記の特定空家等については、空家等の対策の推進に関する特別措置法第22条第3項の規定に基づき措置をとることを、 年 月 日付け 第 号により命ぜられています。

記

1 対象となる特定空家等の所在地

2 措置の内容

3 命ずるに至った事由

4 命令の責任者

5 措置の期限

年 月 日

袖ヶ浦市長 様

住所
氏名又は名称
電話番号

代行措置に係る申出書

年 月 日付け 第 号で空家等対策の推進に関する特別措置法第22条第3項の規定に基づく命令を受けた事案に関し、下記の理由から当該命令に係る措置を履行することができないため、袖ヶ浦市空家等対策の推進に関する条例第6条第1項の規定により、代行措置を申し出ます。

記

- 1 特定空家等の所在地
- 2 命令の内容
- 3 命令に係る措置を履行することができない理由

様

袖ヶ浦市長



代行措置承認（不承認）通知書

年 月 日付けで申出がありました代行措置について、審査の結果、当該申出を承認（不承認）することとしましたので、袖ヶ浦市空家等対策の推進に関する条例施行規則第7条第2項の規定により通知します。

※不承認の場合、その理由

（教示）

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、袖ヶ浦市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、袖ヶ浦市を被告として提起しなければなりません。この場合において、当該訴訟において袖ヶ浦市を代表する者は、袖ヶ浦市長となります。ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第12号（第7条関係）

袖ヶ浦市長 様

代行措置に係る同意書

年 月 日付け 第 号で承認された代行措置について、下記の事項に同意します。また、当該措置に要した費用について、これを負担することに併せて同意し、当該措置の実施後、遅滞なく支払うことを確約します。

記

- 1 代行措置の対象

- 2 代行措置の内容

- 3 代行措置の概算費用
円

- 4 所有者等の費用負担
円

- 5 その他市長が必要と認める事項

年 月 日

住所 _____

氏名 _____

様

袖ヶ浦市長



公表通知書

あなたが所有し、又は管理する特定空家等については、 年 月 日付け 第 号で空家等対策の推進に関する特別措置法第22条第3項の規定に基づき必要な措置を講ずるよう命令したところですが、履行期限が過ぎても未だに改善が認められず、命令に係る措置が講じられていないため、袖ヶ浦市空家等対策の推進に関する条例第7条第1項の規定により公表するとともに、袖ヶ浦市空家等対策の推進に関する条例施行規則第8条第2項の規定により通知します。

記

1 公表の内容

(1) 当該命令に従わない者の住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名）

(2) 当該命令の対象となった特定空家等の所在地

(3) 当該命令の内容

2 公表の理由

3 公表の方法

4 公表の期間

年 月 日から 年 月 日まで

様式第14号（第9条関係）

年 月 日

袖ヶ浦市長 様

住所
氏名又は名称
電話番号

意見陳述の機会付与に係る意見書

年 月 日付け 第 号で意見陳述の機会付与通知書が送付されたので、次のとおり意見を述べます。

様

袖ヶ浦市長



意見陳述の機会付与に係る通知書

あなたが所有し、又は管理する特定空家等については、 年 月 日付け 第 号空家等の対策の推進に関する特別措置法第22条第3項の規定に基づき必要な措置を講ずるよう命令したところですが、当該命令に係る措置が講じられていないため、袖ヶ浦市空家等対策の推進に関する条例第7条第1項の規定により、その旨を公表することを予定しています。

については、同項の規定により意見陳述の機会を付与しますので、袖ヶ浦市空家等対策の推進に関する条例施行規則第9条第2項の規定により通知します。

記

- 1 予定する公表の内容

- 2 公表の方法

- 3 意見陳述の機会付与に係る意見書の提出先

- 4 意見陳述の機会付与に係る意見書の提出期限
年 月 日

- 5 その他

(注) 意見陳述の機会付与に係る意見書を提出する場合には、証拠書類等を提出することができます。

様

袖ヶ浦市長



戒告書

年 月 日付け 第 号により、あなたが所有し、又は管理する下記特定空家等につきまして、措置を講ずるよう命令したところですが、当該命令に係る措置が講じられていないので、下記の履行期限までに措置を講じてください。

履行期限までに措置を講じないときは、行政代執行法に基づき代執行することとなりますので、同法第3条第1項の規定により戒告します。

また、代執行に要する全ての費用は、同法第5条の規定により徴収します。代執行により生ずる損害については、全て負わないので申し添えます。

記

1 命令に係る措置の履行期限

年 月 日

2 特定空家等の所在地

3 特定空家等の用途

4 特定空家等の構造

5 特定空家等の規模

6 特定空家等の所有者又は管理者の住所及び氏名

（注） 災害その他非常の場合においては、同法第22条第11項の規定に基づき、当該措置について緊急代執行の手続に移行することがあります。

(教示)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、袖ヶ浦市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、袖ヶ浦市を被告として提起しなければなりません。この場合において、当該訴訟において袖ヶ浦市を代表する者は、袖ヶ浦市長となります。ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様

袖ヶ浦市長



代執行令書

年 月 日付け 第 号の戒告書により、あなたが所有し、又は管理する下記の特定期間等につきまして、措置を講ずるよう戒告しましたが、指定の期日までに措置が履行されていないことから、空家等対策の推進に関する特別措置法第22条第9項の規定に基づき行政代執行法第3条第2項の規定により下記のとおり代執行するので通知します。

また、代執行に要する全ての費用は、行政代執行法第5条の規定に基づき、あなたから徴収します。代執行によりその物件及び資材について損害が生じても、その責任を負わないことを申し添えます。

記

1 代執行の対象

2 代執行の内容

3 代執行の実施期日

年 月 日 から 年 月 日まで

4 執行責任者

5 代執行に要する費用の額（概算）

円

（注） 上記費用は概算での見積額となりますので、実際に要した費用の額及び納期日は後日通知します。送付された納付書により納付してください。

(教示)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、袖ヶ浦市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、袖ヶ浦市を被告として提起しなければなりません。この場合において、当該訴訟において袖ヶ浦市を代表する者は、袖ヶ浦市長となります。ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

（表）

5.5cm	<div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 100px; margin: 0 auto;"> <div style="border: 1px solid black; width: 40px; height: 20px; margin: 0 auto; text-align: center; line-height: 20px;">刻 印</div> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 60%; text-align: center; margin-top: 10px;">写真</div> </div>	<p>執行責任者証</p> <p>次の者は、 年 月 日付け</p> <p>第 号の代執行令書に定める代執行責任者であることを証する。</p> <p>所 属</p> <p>職 名</p> <p>氏 名</p> <p style="text-align: right;">年 月 日発行</p>
	8.6cm	<p>袖ヶ浦市長 印</p>

（裏）

空家等対策の推進に関する特別措置法（抜粋）

第22条（略）
 2～8（略）
 9 市町村長は、第3項の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法（昭和23年法律第43号）の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。
 10～17（略）

行政代執行法（抜粋）

第4条 代執行のために現場に派遣される執行責任者は、その者が執行責任者たる本人であることを示すべき証票を携帯し、要求があるときは、何時でもこれを呈示しなければならない。

注意 この証票は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。